

Mito Pay 加盟店募集要項

三豊市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済的支援や観光需要の回復、及び市のデジタル化の推進を図るため、市内の店舗等で利用できる Mito Pay マネー（以下、マネー）及び Mito Pay ポイント（以下、ポイント）を発行します。本事業の実施にあたり、Mito Pay を利用できる店舗（以下、加盟店）を募集します。

1 Mito Pay マネーの発行について

- 1) 名 称 三豊市デジタル地域マネー「Mito Pay マネー」
- 2) チャージ単位 1000 円単位で可能
- 3) チャージ上限 10 万円 ※1 回のチャージによる上限額は 5 万円
- 4) チャージ期間 令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 5 年 1 月 31 日（火）
- 5) 利 用 期 間 令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 5 年 2 月 28 日（火）
- 6) 利 用 単 位 加盟店にて 1 円単位でご利用可能

チャージキャンペーンについて（令和 4 年度事業）

- 1) 対 象 者 三豊市民
- 2) 予 約 期 間 令和 4 年 5 月 16 日（月）～令和 4 年 5 月 31 日（火）
- 3) キャンペーン期間 令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 4 年 6 月 30 日（木）
- 4) 還 元 率 20% ※最大 50,000 円のマネーチャージで 10,000 ポイントもらえます
- 5) ポイント付与 令和 4 年 7 月 31 日(日)ごろ予定
- 6) チャージ総額 3 億円 ※チャージ総額に達した場合は、予約を終了いたします

2 Mito Pay ポイントの発行について

- 1) 名 称 三豊市デジタル地域ポイント「Mito Pay ポイント」
- 2) 付 与 率 100 円につき 1 ポイント付与（1%）
- 3) ポイント交換 たまったポイントは、アプリ内で 1 ポイント = 1 円のマネーに交換が可能
- 4) 付 与 期 限 令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 5 年 1 月 31 日（火）
- 5) 有 効 期 限 令和 4 年 6 月 1 日（水）～令和 5 年 2 月 28 日（火）

3 Mito Pay マネーの利用対象にならないもの

- 1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 2) 公序良俗に反するもの
- 3) その他、各加盟店が指定するもの(利用者に明示すること)

4 加盟店について

加盟店とは、「Mito Pay マネー」を利用できる店舗のことをいう。

加盟店登録は無料で、登録が完了すると、利用開始日以前に決済をするための「QR コード」や、ポスター等の販促物が事務局より送付される。

決済・換金手数料については、令和4年度は実質無料。(精算締めに応じて、利用額の1.5%を決済手数料として差引いて口座振込する。事業終了後(令和5年3月)に、差し引いた決済手数料を一括で返還する。) 売上については、毎月1～15日分は月末に振込み、16日～月末分は翌月15日に振込む。

決済方法については、次の手順となる。①利用者が加盟店用QRを読み取る②購入金額を入力③加盟店が金額を確認④金額に間違いがなければ、利用者が支払うボタンを押す⑤支払完了画面を確認

5 加盟店の要件

三豊市内に店舗を有する個人または法人であり、次の各号のいずれにも該当しない者が応募することができる。

- 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号の暴力団に関する者
- 2) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
- 1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感

6 加盟店の遵守事項

染予防策を講じること。

- 2) 販促物等を目立つ場所に表示をすること。

7 加盟店の取消等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合がある。また、不正な行為により損害金が発生したときは、請求する場合がある。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合がある。その場合、「Mito Pay」アプリにかかわらず、売上に係る資料の提出などを求める場合がある。

8 加盟店の登録について

加盟店として新規に登録しようとする店舗は、次のウェブサイトを通じて「加盟店申込みフォーム」から必要事項を登録すること。

【Mito Pay 専用ウェブサイト】 <https://mitopay.jp/>

- 1) 申込開始日：令和4年4月28日(木)～

※加盟店の登録には、事務局の営業日で数日かかることがある。

2) 申込方法：上記ウェブサイトによる電子申請

3) その他：加盟店登録済店舗の中で、営業実態が確認できない(閉店や電話連絡等が取れない)場合は、事務局が加盟店から削除する。登録内容については、三豊市デジタル通貨事務局（三豊市 DX 推進プロジェクト）や協力団体である三豊市商工会と情報を共有する。

9 お問い合わせ先

三豊市デジタル通貨事務局

【ナビダイヤル】 0570-06-8888（平日 9:00～17:00 土日祝及び 12/29～1/3 を除く）

令和 3 年 7 月 5 日制定

令和 4 年 4 月 2 8 日改定